

5 廃止されたごみ焼却施設の未解体への対処

調査の結果	説明図表番号
<p>(環境省による廃止されたごみ焼却施設の解体に関する財政支援措置)</p> <p>環境省は、平成 14 年のダイオキシン類排出規制の強化に適合できなかったこと等の理由により廃止されたごみ焼却施設の解体について、市町村等からの財政支援の要望も踏まえ、16 年度に廃焼却炉の解体費に対する国庫補助制度を創設し、跡地の全部又は一部にストックヤードなどの廃棄物処理施設を整備する場合に、廃焼却炉の解体費を含め国庫補助を行ってきている。また、平成 17 年度からは、交付金においても同様の措置を講じている。</p>	表 5-①
<p>(総務省による財政支援措置)</p> <p>総務省は、廃焼却炉の解体撤去工事を新施設の建設事業と一体として実施する場合に、該当の事業債の対象とし、また、跡地利用計画がなく更地にする場合等、市町村が単独事業により解体撤去工事を実施する場合には、解体に要する経費の 30%を特別交付税として措置(注)することとしている。</p> <p>(注) 特別交付税に関する省令(昭和 51 年自治省令第 35 号)の改正により、当該措置は平成 26 年度で廃止された。</p>	表 5-①(再掲)
<p>(環境省による解体促進に向けた取組)</p> <p>環境省は、廃止されたごみ焼却施設の解体促進に向けて、平成 18 年 1 月に、各都道府県に対し、上記の国の措置について、管下の市町村に周知するよう要請している。</p> <p>また、総務省では、地方財政法(昭和 23 年法律第 109 号)の改正により、地方公共団体が、公共施設の解体撤去を含めた老朽化対策を総合的かつ計画的に行うために策定する「公共施設等総合管理計画」(注)に基づいて行われる解体撤去について、平成 26 年度からその費用を地方債の対象とする特例措置を創設しており、環境省は、同年度及び 27 年度に開催された、都道府県、政令指定都市及び中核市の廃棄物処理担当課長が参集する「全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議」において、当該特例措置を活用し廃焼却炉の円滑な解体が促進されるよう市町村への周知等を要請している。</p> <p>(注) インフラ長寿命化基本計画に基づき、地方公共団体が策定する行動計画のこと。</p>	表 5-①(再掲)
<p>今回、調査対象 14 都道府県における廃止されたごみ焼却施設の解体等の実態を調査した結果、以下の状況がみられた。</p>	
<p>ア 未解体となっているごみ焼却施設の状況</p> <p>調査対象 14 都道府県において、既に廃止されたごみ焼却施設のうち、平成 27 年 1 月 1 日時点で未解体となっている施設が計 142 施設みられ、その理由は、予算の確保が困難等地方公共団体における財政事情によるもののほか、跡地利用が未定であることによるものとされている。</p>	表 5-③
<p>また、コンクリート系の建築物の耐用年数が 50 年とされていることから、未解体の 142 施設のうち、使用開始年度が不明の 1 施設を除いた 141</p>	表 1-⑧(再掲) 表 5-③(再掲)

<p>施設について、使用開始からの経過年数をみると、50年以上経過しているものが3施設みられた。</p>	
<p>イ 解体処理が進まない背景</p> <p>廃止されたごみ焼却施設の解体処理が進まない背景には、ダイオキシン類の飛散や作業員の暴露防止対策等に膨大な費用を要すること(注)が一つある。このため、市町村等は、解体撤去のみについても交付金の交付対象とするよう要望している。これに対して、環境省では、既に、解体跡地の全部又は一部を活用し、新たな廃棄物処理施設を整備する場合には、廃焼却炉の解体に要する費用を交付対象としているが、解体事業のみを行う場合は、後世に資産を残すという公共事業の性格に馴染まないことから、交付金の対象とすることはできないとしている。</p> <p>(注) 総務省による「公共施設等の解体撤去事業に関する調査結果」(平成25年12月)では、廃棄物処理施設の平均解体撤去費用が2億3,600万円とされている。</p>	<p>表5-④</p>
<p>ウ 東日本大震災の発生による未解体施設の被災</p> <p>調査対象70市町村等の中には、新たな清掃工場が市内に整備されたことに伴い廃炉となったものの、数億円に上る解体費用が確保できず未解体となっていたところ、東日本大震災が発生し、当該施設が被災した例がみられた。我が国では、将来、首都直下地震や南海トラフ巨大地震を始めとする大規模地震の発生が予見されているところであり、こうした大規模地震の発生に備えた未解体施設への適切な対処が重要と考えられる。</p>	<p>表5-⑤</p>
<p>エ 地方債の特例措置に係る市町村の動向</p> <p>総務省は、前述のとおり、地方財政法の改正により、公共施設等総合管理計画に基づいて行われる解体撤去の費用を平成26年度から地方債の対象とする特例措置を講じているが、同省の調査結果によれば、全国の市町村の多くが、28年度中に公共施設等総合管理計画を策定する予定としており、同計画の中で未解体施設の解体撤去に向けた取組方針が盛り込まれることが期待されているところである。</p>	<p>表5-⑥</p>
<p>オ 廃止されたごみ焼却施設の解体撤去事例・活用事例</p> <p>このような中、調査対象70市町村等においては、以下の例がみられ、こうした未解体施設に対する措置は、住民の安全・安心や公共用地の有効利用に資する、未解体施設への対処方策の一つとなり得ると考えられる。</p> <p>i) 廃止届が提出された一部事務組合が設置する旧清掃工場の撤去には多額の費用を要することから早急な撤去はできなかったものの、平成25、26年度に約5億円の費用をかけて、まずは建物地上部分の解体撤去を行っている例</p> <p>ii) 廃止されたごみ焼却施設について、市内の別の資源化施設に一元化・集約化するまでの間の措置として、当該焼却施設の一部(ごみピット等)を改造し、資源化施設として活用している例</p>	<p>表5-⑦</p>

表 5-① 「廃焼却炉の円滑な解体の促進について」(平成 18 年 1 月 13 日付け環廃対発第 060113001 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知)(抜粋)

廃焼却炉の円滑な解体の促進について

一般廃棄物行政の推進については、日頃から多大なご尽力を賜り、感謝いたします。

さて、平成十四年のダイオキシン類排出規制強化に適合できなかったこと等の理由により廃止されたごみ焼却施設の円滑な解体については、廃焼却炉を解体しようとする市町村等からの財政支援の要望も踏まえ、環境省では平成十六年度に廃焼却炉の解体費に対する国庫補助制度を創設し、跡地の全部または一部にストックヤードなどの廃棄物処理施設を整備する場合に、廃焼却炉の解体費を含め国庫補助を行い、廃焼却炉の円滑な解体の促進に努めてきたところです。また、平成十七年度からは、循環型社会形成推進交付金においても同様の措置としたところです。(別紙 1 参照)

総務省においても、廃焼却炉の解体を新施設の建設事業と一体として実施する場合には、各事業債の対象とするといった地方財政措置が講じられており、さらに、跡地利用計画がなく更地にする場合など、市町村が単独事業として実施する廃焼却施設の解体費についても、特別交付税によりその一部を措置することとされております。(別紙 1 参照)

先般、貴庁のご協力により把握した廃焼却炉解体計画の調査結果によると、廃止されたものの未解体となっている施設は、別紙 2 のとおり平成十七年十二月一日現在で全国に六百十二箇所、うち解体予定施設数は二百三十三箇所にとどまっている状況となっております。

つきましては、調査結果を踏まえ、循環型社会形成推進交付金や特別交付税等の廃焼却炉解体に対する国による支援制度について、貴管下市町村に対し改めて十分な周知を図るとともに、支援制度の活用によって廃焼却炉の円滑な解体が促進されるようご指導願います。

(別紙 1)

○循環型社会形成推進交付金による廃焼却炉解体に対する支援制度(環境省)

【交付要件】

廃焼却炉解体と廃棄物処理施設整備を一体として行う事業であること。

なお、 3ng/g 以上のダイオキシン類に汚染されている場合には、解体後 5 年以内(解体の翌年度から起算)に廃棄物処理施設整備に着手すればよいこととしている。

【交付率】

1/3(ただし、高効率原燃料回収施設を整備する場合は 1/2)

【その他】

解体撤去費が施設整備費を上回る場合においても、交付対象となる。

○地方財政措置による廃焼却炉解体に対する支援制度(総務省)

【地方債】

解体撤去工事に要する経費については、既存建物を撤去しなければ新增築できない場合など、新施設の建設事業を実施するために直接必要と認められる場合は、新施設の建設事業と一体の事業として、該当の事業債の対象とする。(廃棄物処理施設の建替、公園整備等)

(跡地に一般廃棄物処理施設を整備する際の例)

(略)

【特別交付税】

各事業債（上記の地方債）の対象とならない場合や、跡地利用計画がなく更地にする場合など、一般財源負担（地方単独事業）により解体撤去工事を実施する場合には、解体に要する経費の30%を特別交付税として措置する。【平成13年度から措置】

(注) 下線は当省が付した。

表5-② 「全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議資料」（平成27年6月25日（木）環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）（抜粋）

3. 循環型社会形成推進交付金制度等

(5) 廃焼却炉の円滑な解体の促進

廃止されたごみ焼却施設の解体・撤去については、解体事業のみを行う場合には、後世に資産を残すという公共事業の性格に馴染まないことから交付金の対象とすることはできないが、解体跡地の全部又は一部を活用し、新たな廃棄物処理施設（ストックヤード等を含む）を整備する場合には、廃焼却炉の解体に要する費用（廃棄物運搬・処分費を含む）についても交付対象としている。

また、地方財政法の改正により、公共施設の解体撤去を含めた老朽化対策を総合的かつ計画的に行うために地方公共団体が策定する「公共施設等総合管理計画」に基づいて行われる解体撤去について、その費用を地方債の対象とする特例措置が創設されたところであり、廃焼却炉についても、この制度を活用し円滑な解体が促進されるよう周知及び指導願いたい。

表5-③ 調査対象14都道府県における廃止されたものの未解体となっているごみ焼却施設の概況

未解体施設総数		142 施設
使用開始からの経過年数	30年未満の施設	61 施設
	40年未満の施設	45 施設
	50年未満の施設	32 施設
	50年以上の施設	3 施設
	経過年数が不明の施設	1 施設

- (注) 1 当省の調査結果による。
2 上記は、平成27年1月1日時点の状況を取りまとめたものである。
3 上記142施設には、廃掃法の適用外のものが含まれる。
4 同一焼却施設で炉の廃止時期が異なるものは、それぞれ計上している。

表 5-④ 要望書（公益社団法人全国都市清掃会議）（抜粋）

要望書
<p>II 要望事項</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">第 1. 廃棄物処理施設整備等廃棄物行政に対する財政措置の強化拡充に関する要望</p> <p>4. 廃止した焼却施設等の解体工事に係る財政支援について</p> <p>循環型社会形成推進交付金の対象は、施設の解体に合わせて新たな廃棄物処理施設の整備を伴う場合に限定されており、解体跡地以外に新施設を建設する場合や、新施設建設後に解体工事を行う場合等は交付対象となっていない。</p> <p>また、廃棄物処理施設の解体は、安全・安心な住民生活の確保や公共用地の有効利用の面から喫緊の課題となっているが、ダイオキシン類の飛散や作業員の暴露防止対策等に膨大な費用を要するため、解体処理が進まない現状にある。</p> <p>については、施設解体を促進するため、交付対象範囲を拡充するとともに新たな廃棄物処理施設整備を伴わない解体工事など全ての廃棄物処理施設の解体工事について、循環型社会形成推進交付金の対象とするなど、新たな財政措置を講じること</p>

(注) 1 公益社団法人全国都市清掃会議の公表資料による。

2 公益社団法人全国都市清掃会議は、廃棄物処理事業を実施している市区町村等が共同して、その事業の効率的な運営及びその技術の改善のために必要な調査、研究等を行うことにより、清掃事業の円滑な推進を図り、もって住民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上に役立てることを目的とした、市区町村や組合・連合の正会員等で構成される団体である。

3 上記は、平成 26 年度要望事項に係るものである。

表 5-⑤ 解体費用が確保できず未解体となっていたところ、東日本大震災の発生により、ごみ焼却施設が被災した例

<p>住宅地や J R 仙石線に隣接していた宮城県仙台市の小鶴工場は、新たに松森工場が整備されたことに伴い、平成 17 年に廃炉となったものの、跡地利用が決まらず、数億円に上る解体費用が確保できずに未解体となっていたところ、23 年 3 月、東日本大震災が発生し被災した。</p> <p>なお、当該施設については、倒壊のおそれがあったことから、同市は、震災復興事業として補助金を受けて、平成 25 年 3 月に当該施設を解体した。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 5-⑥ 公共施設等総合管理計画の策定状況

都道府県名	市区町村数	策定済	未策定	平成 28 年度までに策定予定	
全 国	1,741	64	1,677	1,650	
調 査 対 象 都 道 府 県	北海道	179	3	176	176
	宮城県	35	1	34	29
	山形県	35	1	34	34
	群馬県	35	2	33	33
	埼玉県	63	8	55	55
	東京都	62	0	62	61
	神奈川県	33	7	26	26
	福井県	17	0	17	17
	愛知県	54	0	54	53
	大阪府	43	3	40	40
	広島県	23	1	22	22
	香川県	17	2	15	14
	愛媛県	20	3	17	17
	福岡県	60	4	56	56

(注) 1 総務省（自治財政局）の公表資料を基に当省が作成した。
2 上記は、平成 27 年 4 月 1 日現在のものである。

表 5-⑦ 廃止された未解体施設の撤去・活用例

- ① 岸和田市貝塚市清掃施設組合は、平成 19 年 3 月末に操業を停止した旧清掃工場（新工場とは別敷地：150t/日×4 施設）について、20 年 4 月に廃止届を提出している。同組合では、旧清掃工場の撤去は、ストックヤード等の施設の設置を伴うものでないため、交付金の対象事業とはならず、組合の単独費用で実施することとなるため、多額の費用を要することから早急な撤去はできなかったものの、平成 25、26 年度に 4 億 8,930 万円の費用をかけて建物地上部分の解体撤去（26 年度未完了）を実施している。ただし、地中・地下施設の撤去工事については、更に数億円を要することから現時点で未実施であり、今後、新工場の土地取得費に係る最初の償還期限を終えて経費上の余裕が生じる平成 29 年度以降を目途に実施する予定としている。
- ② 愛媛県八幡浜市は、平成 14 年 11 月に廃止したごみ焼却施設（北環境センター）について、同市内の別の資源化等を行う施設に一元化・集約化するまでの間の措置として、当該焼却施設の一部（ごみピット等）を改造し、資源化等を行う施設（ペットボトル及びプラスチック製容器包装の圧縮処理を行う場所）として活用している。

(注) 当省の調査結果による。

